

熊本県公報

第11285号
平成17年7月11日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅介護支援事業所の指定.....(高齢者支援総室)	1
○指定居宅サービス事業所の指定.....(")	1
○道路の供用開始.....(道路総務課)	1
○都市計画法の事業認可について(玉名公共下水道).....(下水道課)	2
○保安林の指定に関する予定.....(森林保全課)	2
○ "(")	2
公 告	
○県民キャリア形式支援事業に係る委託募集.....(労働雇用課)	3
○宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分.....(建築課)	4
登 載 依 頼	
○第2回熊本県環境影響評価審査会の会議の開催.....(環境影響評価審査会)	4
○公示による通知.....(用地対策課)	4
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器等の借入に係る一般競争入札参加資格等.....(県警情報管理課)	5
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器等の借入に係る一般競争入札の実施.....(")	5

告 示

熊本県告示第895号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
ファイン 熊本市三郎一丁目12番25号	医療法人社団大浦会	平成17年6月30日

熊本県告示第896号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年7月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
株式会社コムスン熊本人吉ケアセンター 人吉市鍛冶屋町8番3号	株式会社コムスン	平成17年6月30日

熊本県告示第897号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年7月11日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一 般 県 道	稲 生 野 甲 佐 線	上益城郡山都町御所字堂園 555 番 4 地先から 同町御所字一ノ瀬 574 番 地先まで	188.0	単 橋 改

2 供用開始する期日 平成 17 年 7 月 11 日

熊本県告示第 898 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 17 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 玉名市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 玉名郡市計画下水道事業玉名公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
昭和 47 年熊本県告示第 969 号、昭和 51 年熊本県告示第 180 号、昭和 55 年熊本県告示第 956 号、昭和 59 年熊本県告示第 624 号、昭和 61 年熊本県告示第 168 号、昭和 63 年熊本県告示第 305 号、平成 6 年熊本県告示第 236 号及び平成 13 年熊本県告示第 225 号の事業地のうち、玉名市大字玉名字平城、字新五郎、字谷川、字園田、字切通、字安駄ヶ迫、字美極田、字前田、字五郎丸、字浦小路、字繪下、字小路、字馬出、字堀添、字幣ノ前、字永安寺、字西ノ前、字岡、字牛縊、字寺ノ前、字彼岸田、字宇水町、字御琴、字下深田、字大坊、字東屋敷、字西屋敷、字峯田、字友ノ内、字水谷、字坂本、字西原、字諏訪後、字土井ノ内並びに字出口を加える。
- 4 事業施行期間
昭和 47 年 12 月 20 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 899 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町下内田字若宮 2496 の 1、2497 の 1、2497 の 4
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 900 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 17 年 7 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡御所浦町字ナキ迫 1199 の 1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに御所浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第534号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年7月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 業務概要**(1) 業務名**

県民キャリア形成支援事業

(2) 業務内容

ア くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）内及びその他地域における求職者への就職支援を目的とした個別キャリアカウンセリング及びその他相談業務の実施

(ア) センター内実施時間等

a 毎週月曜日（但し、休館日及び祝日を除く）13：00～19：00（6時間）

b 第1土曜日 13：00～19：00（6時間）

c 第3土曜日 10：00～15：00（5時間）

(イ) その他地域（県内6ヵ所各1日予定）実施時間等

a 実施日は受託先と検討のうえ決定 13：00～19：00（6時間）

イ センター内における求職者の就職支援を目的としたセミナー（もしくは集団カウンセリング）の実施

(ア) 実施時間等

隔月（第3水曜日 ※4回予定） 10：30～12：00

ウ センター職員への研修及び助言

(ア) 実施時間等

休館日のうち3日程度

エ 県民交流館におけるキャリアカウンセリング普及のためのイベント

(ア) 実施時間等

平成17年12月4日（日） 午後2時間程度

オ その他センター業務に資すること

なお、詳細については、3の企画コンペ参加説明会で配布する「県民キャリア形成支援事業実施要領」及び「県民キャリア形成支援事業企画コンペ参加要領」による。

(3) 履行期限

契約の日から平成18年3月31日まで

2 企画コンペ参加希望者の要件

企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす民間団体とする。

なお、参加希望者は、原則として、3の企画コンペ参加説明会に出席するものとする。

(1) 団体の要件

ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動歴が1年以上あること。

イ その活動の内容を報告書として示せること。

(2) 人員に関する要件

ア キャリアカウンセリング等を行う者が、5名以上在籍すること。キャリアカウンセリングを行う者は全て（ア）の要件を満たすこと。かつ、少なくとも3名以上は（ア）と（イ）の要件を同時に満たすこと。

(ア) キャリアカウンセリング等を実施するものは、厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格したものであること。

(イ) くまもと県民交流館（しごと相談・支援センター）及びその他公的機関もしくはそれに類する機関において、キャリアカウンセリングの経験が、30ケース（人）以上あること。

3 企画コンペ参加説明会

企画コンペ参加希望者は、原則として、説明会に参加するものとする。

(1) 日時

平成17年7月20日（水） 午前10時～11時

(2) 場所

熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル9階

くまもと県民交流館会議室2

4 問い合わせ先

熊本市手取本町8番9号 テトリアくまもとビル9階

くまもと県民交流館しごと相談・支援センター

(096-355-4309)